

【本号の内容】

1. はじめに
2. コーポレートガバナンスについて
3. 組織再編における税務上の論点
4. IFRS コンバージェンスの状況
5. おわりに

コミサリス会と呼ばれる インドネシア独特の設 置機関が存在する

株式会社デューデリジェンス (DCo) はGCAサヴィアグループの一員として、M&A・事業再生に関する高い専門的知識と豊富な経験を有しており、高品質かつ広範囲のデューデリジェンス・サービスを提供するとともに、企業価値評価、会計・税務に関するストラクチャリング・アドバイス、ポストディールサポートまで幅広いサービスを提供致します。

詳しくは、www.dcock.comにて紹介しています。

～インドネシアにおける M&A 留意点～

1. はじめに

インドネシアは約 18,000 の島々からなる広大な国土、豊富な天然資源及び約 2 億 3 千万人という人口を抱え、生産拠点・販売マーケット双方の魅力から日系企業を含む多くの外資系企業の注目を浴びております。日系企業にとりインドネシア進出の際に検討すべき事項は数多くありますが、本稿におきましては特に M&A をテーマとして、財務、税務に加えてコーポレートガバナンスについて特徴的と思われる論点を取り上げたいと思います。

なお、文中意見に関する箇所は筆者私見である点ご了承下さい。

2. コーポレートガバナンスについて

一般的に M&A において、(1)議決権ベースでマジョリティーを取得可能な場合は、自らの権利を最大限妨げられないようにし、(2)マイノリティーに留まるようであれば、対象会社の意思決定への関与を拒否権等の確保により担保する、といった考え方は国内・国外の M&A で変わるところではありません。M&A による海外への進出検討の際には、会社の機関構成、原則的な決議要件や定款自治の範囲といった項目につき各国の法制度に応じて異なることから、事前に対象国の規制内容をよく把握した上で買収後対象会社のガバナンスをよく設計しておく必要があります。

インドネシアの会社法上においては、ガバナンス上の重要且つ必須の設置機関として、大きく以下の 3 つがあります。

- a) 株主総会
- b) 取締役・取締役会
- c) コミサリス会

株主総会、取締役会の役割は、日本の会社法におけるそれぞれの役割と大きく変わるところはありません。一方、コミサリス会(Dewan Komisaris、英訳では Board of Commissioners(BOC))は、取締役会による会社経営に対する監督・助言という役割を担っており、日本における監査役と似ていながらもより広範な権限を与えられた機関となっています。

取締役会及びコミサリス会の主な特徴は以下の通りとなります。

	取締役会	コミサリス会
役割	■ 会社の日常業務の執行	■ 取締役会の監督・助言
構成	■ 1名以上の取締役	■ 1名以上のコミサリス
役員の居住地・国籍要件	■ なし	■ なし
代表取締役／代表コミサリス	■ 会社法上規定なし ■ 定款で設置可能	■ 会社法上規定なし ■ 定款で設置可能
開催頻度	■ 会社法上規定なし	■ 会社法上規定なし
決議	■ 多数決（代表取締役に Casting Vote の付与可）	■ 多数決
権限行使	■ 各取締役が個々に会社を代表する権限を有する（定款で制限することは可能）	■ 合議に基づく意思決定によりコミサリス会として権限を行使する

（出典：「インドネシアのM&Aの実務～ジャカルタ駐在中の弁護士による最新報告～」
（2012年4月2日）－長島・大野・常松法律事務所、弁護士 福井信夫氏著）

なお、コミサリスの選任及び解任の権限は株主総会が有しています。また取締役会を監督する立場であることから、取締役がコミサリスを兼任することはできません。

コミサリス会は、取締役会に対する監督・助言という役割にとどまらず、一定の場合にはより直接的に会社経営に関与したり、取締役会に対してより強力な監督を行ったりすることが可能となっています。

具体的には、

- 定款で定めることにより、特定の事項に関して取締役会が業務を執行する際にコミサリス会の承認を要求することができる
- 全取締役の利益が会社の利益と相反することが明らかな状況にある場合は、取締役会に代わって会社の業務執行を自ら行うことができる
- 定款で定めた場合又は株主総会の決議がある場合には、全ての取締役が業務執行できない状況になったとき（具体的には、死亡又は停職等により全ての取締役が不在になったとき）に、取締役に代わり会社の業務執行を行うことができる
- 株主総会からの権限委譲があった場合には、取締役の報酬を決定することができる
- 一定の理由がある場合は、取締役の業務執行を一時的に停止させることができる

上記の他、コミサリス会は年次報告書（決算書）の監査、中間配当（期末は株主総会決議）や合併等手続きにおける承認権限・責任を有しております。

このようにコミサリス会は、単なる経営の監督・助言に留まらない権限を有する場合もあるため、インドネシアへのM&Aによる進出を検討する際には、対象会社におけるコミサリス会の権限の内容・詳細について慎重な検討を行うことが望ましいと考えます。

また、インドネシアは自国産業保護等の観点から依然として多くの外資規制が導入されている国であると言えます。外資企業の進出の際には、多くの場合政府の許認可が必要とされており、さらに、広範な業種において外

資の出資比率に上限等の規制が設けられているケースが多く、業種によっては出資比率(議決権ベース)においてマジョリティーを取得できないこともあります。こうした外資規制の対象業種については、「インドネシア共和国大統領令 2010 年 36 号(通称:ネガティブ・リスト(*))」に記載されておりますので、詳細はそちらをご参照ください。

このように M&A でインドネシアに進出する際に、外資規制といったやむを得ない理由又は案件固有の事情からマイノリティーでの出資に留まらざるを得ないケースも多分に想定されます。そうした際、如何にマイノリティー・ホルダーとして対象会社の意思決定への関与を担保できるかが重要なポイントとなり、その一つの方法としてコミサリス会の権限強化が考えられます。また仮にマジョリティーを取得した場合であっても、反対にコミサリス会の権限が強いことにより、買収後の対象会社へのコントロールが弱まってしまうことも考えられるため、マイノリティー/マジョリティー何れの場合においてもコミサリス会の権限規定については注意を払う必要があります。

* : ネガティブ・リストは、インドネシア投資調整庁ホームページから入手可能
 右記ハイパーリンク参照 [BKPM - Negative List](#)

税務上の論点について基本的な考え方は日本と大きく変わらないものの、資産の簿価譲渡要件に IPO が絡む等特殊な論点もある

3. 組織再編における税務上の論点

インドネシアにおける M&A は日本と同様に大きく株式買収及び資産買収の 2 種類に大別されます。それぞれの手法における税務面の主な取扱いには以下の通りとなっております。

	資産買収	株式買収
譲渡益課税	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資産の移転に際して売手側で生じるキャピタルゲインに対しては、通常の法人税率 25% の課税対象となる (* 注1) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ インドネシア国内法人による未上場株式の持分譲渡にかかるキャピタルゲインは、通常の法人税率 25% の課税対象となる ■ 上場株式に対しては総収入の 0.1% の税率による源泉分離課税が課せられる ■ 非居住者による未上場株式の持分譲渡については、売手の譲渡収入に対して 5% の源泉税が課せられる(日本は租税条約により原則非課税)
税務上ののれん	<ul style="list-style-type: none"> ■ 原則として、事業合併、統合、拡張による資産の移転は時価(市場価格)により受け入れることになり、買収対価と純資産との差額を買収によるのれんとして計上する ■ のれんは会計上・税務上ともに最大 5 年間で償却される(特別の理由があれば最大 20 年間の償却も可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 税務上ののれんは発生しない ■ 会計上の連結のれんは計上され、左記同様に償却される
繰越欠損金	—	<ul style="list-style-type: none"> ■ 繰越欠損金を承継可能 ■ 最大 5 年間の繰越が可能

	資産買収	株式買収
簿外債務	■ 買収前の潜在的租税債務は遮断される	■ 買収前の潜在的租税債務をそのまま承継(*注2)
不動産移転税	■ 建物・土地の取得の際、売手と買手はそれぞれ譲受価額または不動産課税評価額のいずれか高い方に対して5%の不動産移転税を支払う必要がある	—
VAT	■ 買手側にて10%課税される	—

*注1: Tax neutral-mergers

合併や事業分割といった組織再編行為による資産の譲渡は、通常、市場価格を以ってなされなければならない、結果として売手側で生じた利益は課税対象とされ、他方損失は所得の控除として申告することができます。

一方で国税総局(DGT)の特別承認に基づき、資産を帳簿価額で譲渡する形で税務上中立(Neutral)の組織再編を行うこともできます。国税総局の特別承認とは当該組織再編が事業目的テストをパスする内容でなければならないというものであり、さらに国税総局の承認に基づき事業分割を行う場合においても、国税総局の承認から1年以内に当該会社は上場宣言をしなければならないというルールもあります(会社の管理しえない複雑な状況が生じた場合は、その期間を国税総局によって4年間まで延ばすことができる)。

インドネシアのM&Aにおいては、日系企業は買手となるケースが多いと思われませんが、案件によっては売手サイドから上記スキームに基づく取引を持ち掛けられることも想定されるため、留意が必要となります。

*注2: 税務調査の時効

2008年1月改正時に税務調査の時効は5年間となりました。しかし、経過措置として2013年までは2004年~2007年までの期間に対する遡及は可能とされており、留意が必要となります。

4. IFRS コンバージェンスの状況

インドネシアの会計基準(Pernyataan Standar Akuntansi Keuangan “PSAK”)はIFRSをベースにUSGAAPの要素も取り入れて規定されてきました。しかしながら昨今の世界的なIFRSへのコンバージェンスの流れを受けて、インドネシア会計基準もIFRSに向けた全面的な改訂が実施されています。

具体的には、インドネシアではIFRSを直接適用するのではなく、2012年までに2009年1月1日時点で有効なIFRSとほぼ同等の内容の会計基準を適用する方法を採用しています(第1ステップ)。2009年以降に改訂されたIFRSについては、2013年以降にインドネシア会計基準を見直ししていく予定となっています(第2ステップ)。

従って、現行インドネシア会計基準と2009年1月1日以降改訂のIFRSとの間の差異については、2013年以降の改訂まで差異がそのまま残ることになると考えられます。

主な差異としては次のような事項があります。

現在インドネシア GAAP は、2009年1月1日時点で有効な IFRS と同等の内容を目指すステップにある

	IFRS 適用時期	インドネシア GAAP
企業結合	<ul style="list-style-type: none"> 改訂 IFRS3 号は 2009 年 7 月 1 日以降に開始される会計年度より適用 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の条件の下、プーリング法が認められている 非支配持分の被買収企業の簿価をそのまま引継ぐ。従ってのれんの認識は取得企業持分相当額(購入のれん)となる のれんは最長 5 年間で償却(合理的な理由があれば最長 20 年間で償却)。毎年 1 回は減損テストの実施が必要 負ののれんは全額発生時の利益とせず、5 年で償却 条件付取得対価の認識は、その発生により取得対価修正の可能性が高くなった時点で行う。IFRS のように公正価値による認識はしない
連結財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> 改訂 IAS27 号は 2009 年 7 月 1 日以降に開始される会計年度より適用 	<ul style="list-style-type: none"> 支配が一時的な子会社等に関しては非連結子会社として取り扱うことができる 連結対象に含めるか否かの判断の際に潜在的議決権は考慮しない
退職給付引当金	<ul style="list-style-type: none"> 改訂 IAS19 号は 2013 年 1 月 1 日以降に開始される会計年度より適用される予定 	<ul style="list-style-type: none"> 数理計算上の差異につき、1)損益計算書を通じて即時認識、2)回廊アプローチによる遅延認識の 2 つの選択肢がある。IFRS のようにその他包括利益を通じて認識する方法は認められていない

注:インドネシア GAAP は 2010 年現在

5. おわりに

最後に筆者の体験談としまして、良く言われていることではありますが、ジャカルタの交通状況は劣悪であり(日本の感覚では車で 5 分の距離が 30 分以上かかるといったこともしばしば)、また昼間であっても近場でない限りは徒歩での移動は避けた方が良いなど治安面でも決して良好とは言えず、まだまだ今後の発展が期待される国であると言えます。

一方、ショッピング・モール等で見かける一般購買層の消費意欲は確かに高いものがあり、冒頭に記したようにやはりインドネシアは生産拠点・販売マーケット双方の点から東南アジア諸国の中で非常に魅力の高い国であると思われれます。

本稿がインドネシア進出に際しての一助となり、日系企業の更なる進出が日本・インドネシア双方の経済に寄与することを願っております。

お問い合わせ先:

株式会社デューデリジェンス

中井 和彦 ヴァイスプレジデント knakai@dcokk.com
 鈴木 雄介 アソシエイト ysuzuki@dcokk.com

<参考文献>

- ・ 「アジア M&A ガイドブック」(プライスウォーターハウスクーパース株式会社、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース株式会社編)
- ・ 「インドネシアの M&A の実務-ジャカルタ駐在中の弁護士による最新報告-」(2012 年 4 月 2 日-長島・大野・常松法律事務所、弁護士 福井信夫氏著)
- ・ 「Taxation of Cross-Boarder Mergers and Acquisitions 2010 Edition」(KPMG Indonesia)
- ・ 「AZ Insight volume 46 -インドネシアにおける IFRS コンバージェンス、及び移転価格税制の動向について-」(有限責任 あずさ監査法人)
- ・ 「 US GAAP, IFRS and Indonesian GAAP similarities and differences 」(PricewaterhouseCoopers Indonesia)